

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、令和3年長崎県告示第611号で指定猟法禁止区域として指定した区域について、次のとおり変更したので、公示する。

令和7年11月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 対馬市ライフル銃使用禁止区域（特定ライフルを除く）

(1) 区域

対馬市一円。（ただし、同地域内の鳥獣保護区等施行規則第7条第1項第7号及び法第35条に定める場所を除く。）

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで（1年間）